

# 非常変災時における登下校等について

最新版（令和8年6月）

## 【1】登校時

### 1. 県内一斉等の臨時休業（「暴風警報」「危険警報」「特別警報」における措置）

- (1) 午前7時現在において、滋賀県全域や甲賀地域下に「暴風を含む警報」及び「危険警報」や「特別警報」が発表されている場合、その日は臨時休業となります。この場合、原則として学校からの連絡はありません（テレビ等でご確認ください）。なお、「暴風を含む警報」「危険警報」「特別警報」以外の、大雨・氾濫・土砂災害・大雪等の警報の場合は、ただちに臨時休業とはなりませんのでご注意ください。
- (2) 登校後にあつて暴風警報等が発令された場合、授業時間を繰り上げて下校することがあります。この場合は「すぐーる」にて連絡します。 ※裏面の【2】下校時の内容をご参照ください。

### 2. 城山中学校区で臨時休業（「避難指示」等発令時の措置）

- (1) 午前7時現在において、城山中学校区内で警戒レベル4（避難指示）が発令中の場合は、臨時休業となります。原則として、学校からの連絡はありません。（テレビ等でご確認ください。）

### 3. 学校独自で決定し、休業となることがある場合（その他の警報等における措置）

- (1) 下記①や②の事情等により児童の安全確保が危ぶまれるために、本校独自で「臨時休業とする」「授業開始時刻を遅らせる」「授業時間を繰り上げる」などの措置をとる場合があります。この措置をとる場合は「すぐーる」にて連絡します。
  - ① 暴風警報等の発表が必至と判断される場合
  - ② 暴風以外の、大雨・氾濫・土砂災害・大雪等の警報で登校等に危険が生じる場合

### 4. 「熱中症特別警戒情報」が発表された場合の臨時休業

今年度（令和8年度）、新たに加わった措置内容です。

- (1) 滋賀県内における「熱中症特別警戒情報」の発表がなされた場合は、その翌日において臨時休業となります。（当日の「熱中症特別警戒情報」は、前日の午後2時に環境省より発表されます。）この場合は、市教育委員会より「すぐーる」にて「臨時休業のお知らせ」が配信されます。

### 5. 震度5弱以上で臨時休業（地震発生時の措置）

- (1) 前日の午後5時から当日の午前7時までに甲賀市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、通学路や学校施設等の安全確認のため市内全小中学校は臨時休業となります。

### 6. 自宅待機（Jアラートによる速報時の措置）

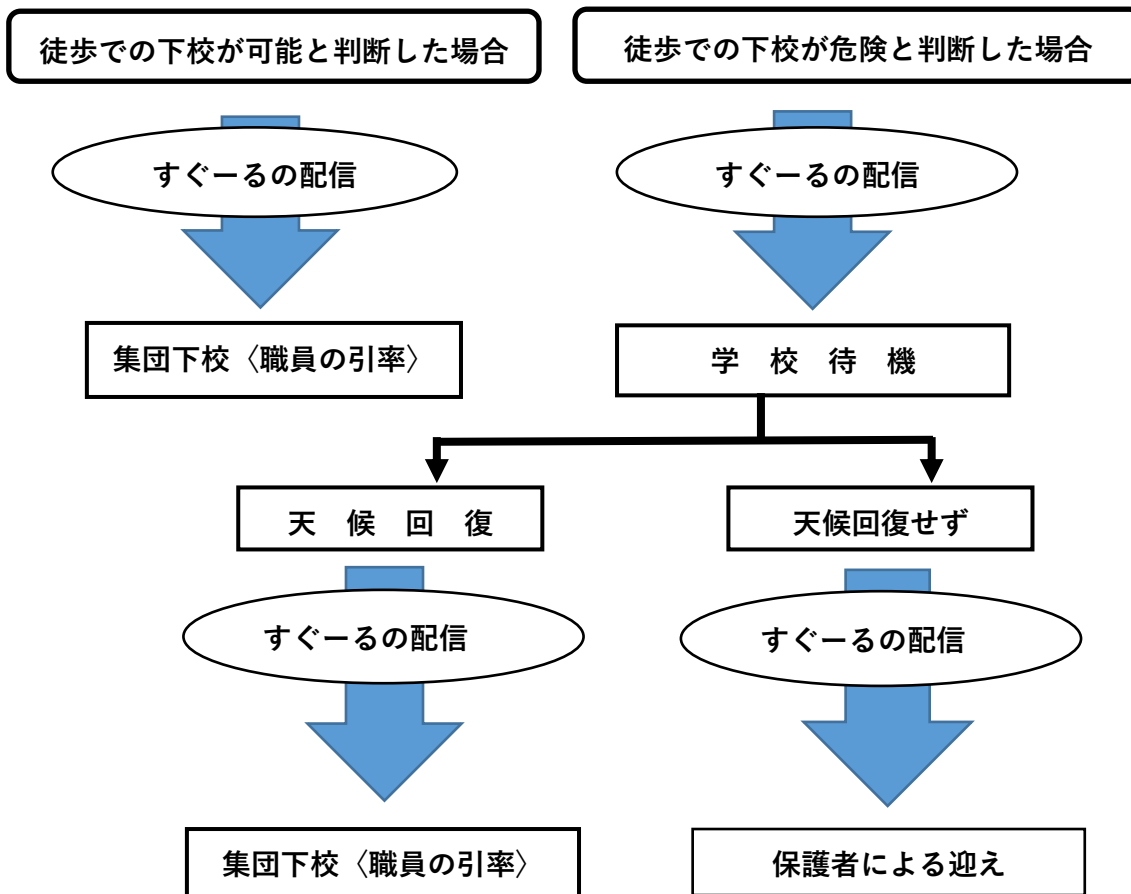
- (1) Jアラートの音声放送により、県内に「屋内避難の呼びかけ」があつた場合は、自宅待機となります。自宅待機解除（登校再開）等の連絡は、「すぐーる」にて連絡します。

### 6. お願い

- (1) 臨時休業等についての学校・関係機関への電話での問い合わせは原則としてご遠慮ください。
- (2) 通学路等、危険個所が発生したり、事故に遭ったりした場合は、速やかにご連絡ください。
- (3) 大地震等の変災時にも、緊急の対応を要しますのでよろしくお願ひします。

## 【2】下校時

1. 荒天〈地震・雷・暴風や強風・大雪等〉時、通常の下校が困難と判断したとき（「すぐーる」にて連絡します）



### 2. お願い

- (1) 学校・関係機関への電話での問い合わせは原則としてご遠慮ください。
- (2) 児童を迎えに来られた場合は、必ず学校職員に伝え、引渡しの確認を受けてください。
- (3) 学校への迎えは、児童の家族を原則としますが、近隣の児童も一緒に帰る場合は、あらかじめ相談し、保護者同士で合意しておいてください。

### 3. ご家庭での安全指導について

- (1) 強風や大雨の際の登下校や外出には、思わぬ危険が待ち受けています。また、警報・注意報が解除されたり、雨や風が止んだりした後にも、河川の増水や崖崩れ等の危険が残ります。危険防止について地域や児童の実態に即した適切な注意や助言をお願いします。
- (2) 警報・注意報等の悪天候の時、児童が遅刻・早退をする場合は、安全確認のため、平常以上に連絡を密にできるようにしてください。

【この文書は、非常変災時に必要です。大切に保管してください。】